〔三重県土地家屋調査士会大規模災害対策基金に関する規則〕

令和６年４月１６日制定、施行

三重県土地家屋調査士会大規模災害対策基金に関する規則

（目　的）

第１条　この規則は、大規模災害時における三重県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が正常な機能を回復すること、被災会員を支援すること及び被災者に対して可能な限りの支援を行うと共に土地家屋調査士の職能提供するため大規模災害対策基金（以下「基金」という。）の設置、基金の募集、基金の支弁の要領について定める。

（基　金）

第２条　本会は、大規模災害時に備えた基金を設ける。

２　基金の平常時における管理運営は、一般会計として取り扱う。

３　第６条により基金を取り崩したときは、特別会計を組成し、繰り入れるものとする。

（基金の積み立て）

第３条　基金の積み立ては次の各号の方法により実施する。

⑴　毎事業年度の予算計上

⑵　会員又は支部の寄付

（基金の目標額）

第４条　基金の積み立て目標額は 3,000 万円とする。

（基金の流用禁止）

第５条　基金は、第６条に規定する用途以外の支弁に供することは出来ない。

（基金の支弁）

第６条　基金は次の各号に定める用途の支弁に供することができる。

⑴　三重県土地家屋調査士会館（以下「会館」という。）の修繕費用

⑵　災害対策本部（以下「本部」という。）設置及び活動に伴う費用

⑶　会員への弔慰金・見舞金の給付

⑷　三重県と締結した「災害発生時における応援協力に関する協定」（以下「協定書」という。）に基づき、大規模災害時に各自治体が行う家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に土地家屋調査士（以下「会員」という。）が参加することによる助成金の給付

⑸　国を含む各自治体からの要請を受け、大規模災害に関する調査等に会員が参加することによる助成金の給付

⑹　上記各号の活動にかかる人件費等の費用弁償

（支弁額の決定）

第７条　支弁額は、本部長がその都度、諸事情を考慮して定め、理事会の承認を得て決定する。ただし、緊急を要する場合は、後日理事会に報告し承認を得るものとする。

（給付の方法）

第８条　弔慰金・見舞金及び助成金の給付方法は次の各号による。

⑴　第６条第３号に規定する弔慰金・見舞金は会員に給付する。

⑵　第６条第４号に規定の助成金は協定書に基づいて認定調査が実施され、本会に提出された協定書規程第４条第３項の業務報告書（様式第１号）により、支部に対して給付する。又、給付を受けた支部は会員に給付する。

⑶　第６条第５号に規定の助成金は本会に提出された報告書により、支部に対して給付する。

又、給付を受けた支部は会員に給付する。なお、本会への報告は協定書規程第４条第３項を準用するものとする。

⑷　第６条第５号に規定の助成金は他会からの要請を受け認定調査等に参加した会員に給付する。なお、本会への報告は協定書規程第４条第３項を準用するものとする。

⑸　上記第２号から第４号の給付方法に関わらず、提出された報告書により、会長は適宜の方法で会員へ給付することができる。

（特別会計の事業年度及び決算）

第９条　第２条第３項の特別会計の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　前項の特別会計は、監事の監査を受け、毎事業年度の決算について総会の承認を得なければならない。

（剰余金）

第10条　本部解散後において第２条第３項の特別会計に剰余金が出たときは、一般会計に繰り戻し、基金として積み立てる。

（改　廃）

第11条　この規則の改廃は、理事会の決議による。

附　則

１　令和６年４月１６日制定、施行